

議員案第1号

性的少数者への差別を解消するための法制度を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和5年3月20日提出

小金井市議会議員

水 谷 たかこ

安 田 けいこ

坂 井 えつ子

片 山 かおる

森 戸 よう子

性的少数者への差別を解消するための法制度を求める意見書

本年2月、岸田文雄内閣総理大臣による、同性婚に関し「極めて慎重に検討すべきだ」、「家族観や価値観、社会が変わってしまう課題だ」という答弁、内閣総理大臣前秘書官による、同性婚制度の導入について「社会が変わる。社会に与える影響が大きい」、「秘書官室もみんな反対する」、「隣に住んでいるのもちよつと嫌だ」、「同性婚を認めたら国を捨てる人が出てくる」などの発言が大きな問題となった。

前秘書官の当該発言は、多様な性的指向や性自認を認めず、性的少数者の尊厳を否定し、社会から排除するに等しい差別発言であり、憲法第13条及び第14条並びに市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）第2条第1項、第17条及び第26条により保障される性的少数者の権利を侵害するものであり、断じて許されない。行政府の長である内閣総理大臣の秘書官という立場からこのような差別発言が出る日本の現状は、極めて深刻である。

また、そもそも総理大臣による前述の答弁自体「性自認、性表現あるいは性的指向に關係なく、誰もが同じ機會を得て、差別や暴力から保護されることを確保することへの我々の完全なコミットメントを再確認する」とした2022年6月28日のG7エルマウ・サミット首脳コミュニケにも反し、性的少数者の権利についての政府の姿勢が厳しく問われる事態であり、極めて遺憾である。

憲法第24条第1項は「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立」するとしているが、これは婚姻が当事者の自由かつ平等な意思決定に委ねられるべきものを明らかにする趣旨であって、憲法定時の想定や議論等に照らしても同性婚法制化を禁止するものではない。同性間の婚姻が認められていない現状は、性的指向が同性に向く人々の婚姻の自由を侵害し、法の下の平等に違反するものであり、憲法第13条、第14条に照らし重大な人権侵害である。国は、当事者の性別に関わりなく同一の婚姻制度を利用しうるようにすべく速やかな同性婚の法制化を行すべきである。

2月17日に岸田首相と面会したLGBTQ関係団体のヒアリングの中で当事者の大学生は「私たちを否定してくるのは社会の『雰囲気』なのではなく、制度です、制度だけが私たちを否定しています。」と伝えた。

岸田首相はLGBT理解増進法案の国会提出に向けた準備を指示したとの報道もあるが、大切なことは、たとえ理解は難しいとしても、自分と異なる他者を尊重することである。

よって、小金井市議会は、前秘書官による性的少数者に対する差別発言に強く抗議するとともに、国会及び政府に対し、速やかに、LGBTQ等の性的少数者に対する差別を撤廃するため、性的指向・性自認（SOGI）による差別禁止法を制定し、同性婚法制化を実現することを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年 月 日

小金井市議会議長 鈴木成夫

衆議院議長様
参議院議長様
内閣総理大臣様
内閣官房長官様
内閣府特命担当大臣（男女共同参画）様

議員案第2号

原発政策の見直しとアルプス処理汚染水の海洋放出の中止を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和5年3月20日提出

小金井市議会議員

安田けいこ
坂井えつ子
片山かおる
森戸よう子

原発政策の見直しとアルプス処理汚染水の海洋放出の中止を求める意見書

政府は2月28日の閣議で、60年を超えて原子力発電所を運転できるようとする法改正案を決めた。電気事業法や原子炉等規制法、原子力基本法など5本の法律の改正案を束ねたGX脱炭素電源法案が今国会に提出される。

原則40年、最長60年の規定を原子炉等規制法から削除し、経済産業省が所管する電気事業法に移す。安全規制の定めではなく、原発を活用する政策の規定として位置付ける。

延長期間は原則20年としつつ、東日本大震災後の安全審査で停止していた期間や、裁判所の仮処分命令などで止まっていた期間に限って運転期間の計算から除外することで事実上、60年を超える運転が可能になる。

原子力規制委員会委員の一人、石渡明委員は2月8日の委員会で、運転期間延長の反対理由として、①今回の運転期間の制度改変は、何らかの科学的技術的な新知見があつてそれに基づいての法改正ではない、②今回の原子炉等規制法の改正案は運転期間を落とすということ。安全側への改変と言えない、③鋭意審査をしても時間がかかる。審査をすればするほどより高経年化した炉を動かすことになるという3点を挙げ、最後まで反対した。

原子力規制委員会は22日、運転開始から60年を超える原子力発電所の運転を認める法改正でどんな規制が必要になるか詳細の議論を始めたばかりである。

設計自体が古い原子力発電所をどう評価するか、安全性を高めるために新たな規制要求が必要になるか、委員間で議論を深める方針である。

しかし、岸田首相は「政策趣旨の丁寧な説明」、「新たな安全規制の具体化」、「的確な安全審査に向けた官民の体制整備」を関係閣僚に指示し、西村明宏環境相は原子力規制委員会の事務局である原子力規制庁長官に伝達した。

新基準づくりをせかすような指示伝達は原子力規制委員会への圧力と同じである。首相が安全を最優先するのであれば、目先の電力需給にも影響しない運転延長の決定を急ぐ必要はない。60年超でも安全を保てる仕組みが設計できるのか、原子力規制委員会は期限を切らずに熟考する必要がある。

一方、2月21日、茨城県東海村の「東海第二原子力発電所」で、非常用電源が停止、電源を喪失し、日本原子力発電株式会社は、原子力規制委員会、茨城県に対して「緊急事案」として通報をした。東海第二原発は1978年に営業運転を開始した。原子力規制委員会に新基準審査を申請した中では最も古い原子力発電所の一つで、東日本大震災以降は、運転を停止している。現在は、安全運転新規制に合わせ、2025年以降の再稼働に向けて工事中だった。

また、今春から夏頃までに福島第一原子力発電所のアルプス処理汚染水の海洋放出を始める計画が着々と進んでいるが、2月25日に行われたいわき市での意見交換会では、関係者の理解なしには処分しない、という2015年に国と東京電力ホールディングス株式会社と交わした約束の立ち位置で反対の姿勢をとっている。と福島県漁業協同組合連合会の会長は西村経産相に訴えている。

燃料デブリの取り出しにも至らず、廃炉への道も程遠く、原発事故避難者への支援も薄まる中、福島原発事故の教訓を忘れ、原発政策の推進は許されない。

よって、小金井市議会は、政府に対し、老朽化した原発の再稼働などの原発推進方針を見直すことと、福島第一原発のアルプス処理汚染水の海洋放出は中止することを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年 月 日

小金井市議会議長 鈴木成夫

内閣総理大臣 様
経済産業大臣 様
環境大臣 様
復興大臣 様
原子力規制委員会委員長 様

議員案第3号

出入国管理及び難民認定法改正の見送りを求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和5年3月20日提出

小金井市議会議員

安田けいこ

高木章成

片山かおる

森戸よう子

出入国管理及び難民認定法改正の見送りを求める意見書

政府は、出入国管理及び難民認定法及び関連法（以下「入管法」という。）の改正案を国会に提出することを閣議決定した。しかし、その中身は、2021年に国会提出したもののが廃案になっていた改正案を踏襲するものである。

同改正案は、長期収容を解消するためとして、収容に代わる監理措置制度を創設しようとしているが、監理人に選定されることが予想される支援者や弁護士等に対し、被監理人を監督させ多岐にわたる届出義務等を課すといった根本的な問題点をはらんでおり、国際人権基準にのっとった入管収容制度自体の抜本的な改革が必要である。

また、難民申請者に対する送還停止効の一部解除の制度については、難民を誤って本国に送還してその生命・身体等を危険にさらすおそれがある。

しかも、退去命令制度や旅券発給申請命令制度（罰則を含む。）の創設については、そもそも刑罰をもって強制することの必要性を欠くものである。さらに、在留特別許可申請手続が創設されても、定着性・家族統合・子どもの最善の利益などについて配慮が尽くされる保証はなく、補完的保護対象者の認定制度が創設されても、対象者の範囲が非常に狭く、この点でも対象者の生命・身体等が脅かされることが予想され、入管収容施設における処遇に関する規定の整備についても、被収容者に対する行動を始めとする各種制約が改善される兆しが見られない等、多くの点において修正が必要不可欠である。このように、同改正案には、今後の退去強制実務や難民認定実務に極めて重大な影響を及ぼす数多くの問題点があると、日本弁護士連合会や多くの人権団体から批判を受けていた。しかし、名古屋出入国在留管理局に収容中のスリランカ国籍の女性、ラスナヤケ・リヤナゲ・ウィシュマ・サンダマリ氏が体調不良を再三、訴えていたにもかかわらず、適切な治療を受けられないまま死亡した事案の発生により、廃案に至ったものである。

よって、小金井市議会は、国会及び政府に対し、これらの問題点が解消されないままの入管法改正は外国人の基本的人権を脅かすものであり、国際人権基準にのっとった出入国管理制度の整備の観点から、今国会への提案と審議の見送りを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年 月 日

小金井市議会議長 鈴木成夫

衆議院議長様

参議院議長様

内閣総理大臣様

総務大臣様

法務大臣様

議員案第4号

緊急事態に関する国会審議等を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和5年3月20日提出

小金井市議会議員

五十嵐 京子
宮下 誠

緊急事態に関する国会審議等を求める意見書

新型コロナウイルス感染症は、長期にわたり全国各地で拡大し、我々の日常生活や社会経済活動に様々な影響を及ぼしてきた。この間、全国の9割を超える中小企業の経営に深刻な影響が発生し、日本経済に大きな打撃を与えていている。

さらに、医療従事者や病床の不足が生じ、医療崩壊の危機に直面するという想定外の事情も発生した。

また、近年では、局地的なゲリラ豪雨のほか線状降水帯や巨大台風による広域的な被害、予測が困難な竜巻、地震も頻発化・激甚化している。

我々の記憶に深く刻み込まれている平成23年の東日本大震災では、震災がれきの撤去のために支援物資輸送に遅れが生じ、さらには被災自治体の機能停止も大きな問題となつた。

今後、30年以内に高い確率で「首都直下型地震」や「南海トラフ巨大地震」の発生も予測されている。

これまで、大地震や感染症その他緊急事態の発生に対し、災害対策基本法や新型インフルエンザ等対策特別措置法などによって対処してきたが、今後、より重大な緊急事態が発生した場合は、従来の法体系では対応できなくなるおそれがある。

感染症は全国的に多大な影響を及ぼし、巨大地震やゲリラ豪雨などの自然災害はどこの自治体であっても被災地になり得る状況で、こうした感染症や自然災害に強い国を作ることが喫緊の課題となっている。

国の最大の責務は、緊急事態において国民の命と生活を守ることにある。

よって、小金井市議会は、国会及び政府に対し、緊急事態に対応していくため、平時から緊急時への切替え等に関する関係法規の見直し等について、国会における建設的かつ広範な審議を行うとともに、広く国民的な議論を喚起する取組を進めるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年月日

小金井市議会議長 鈴木成夫

衆議院議長様
参議院議長様
内閣総理大臣様
内閣官房長官様
総務大臣様
法務大臣様
厚生労働大臣様
国土交通大臣様
防衛大臣様
国土強靭化担当大臣様
内閣府特命担当大臣（防災）様
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）様

議員案第5号

大軍拡中止とそのための増税等を行わないことを求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和5年3月20日提出

小金井市議会議員

安田けいこ
たゆ久貴

大軍拡中止とそのための増税等を行わないことを求める意見書

政府は、安全保障3文書を実行に移す防衛費増強のため、財源確保法案を2023年2月3日、閣議決定した。

これは、5年間で43兆円もの大軍拡の一環であり、掲げる国内総生産（GDP）比2%以上の防衛費増額は、日本を米国、中国に次ぐ世界第3位の軍事大国に押し上げることになってしまう。

財政確保法案は、「防衛力強化資金」を新設し、2023年度予算で24年度以降の防衛費を先取りする予算の使い方となっている。

「防衛力強化資金」に4.6兆円の税外収入を繰り入れるとしている。内容は、外國為替特別会計、財政投融資特別会計からの繰入金、国有財産の商業施設「大手町プレイス」の売却益、国庫への返納金などである。1.2兆円を23年度に支出し、残りを24年度以降の防衛費に充てる。

国庫への返納金には国立病院機構（NHO）の積立金422億円、社会保険病院などを運営する地域医療機能推進機構（JCHO）の積立金324億円、中小企業向けの「ゼロゼロ融資」基金の残金2,350億円が含まれている。

公的病院はコロナ患者の受入れで中心的役割を果たしてきた。昨年の感染症法改定ではパンデミックの際に医療提供義務が課されることになり、それに対応した施設の改修や老朽化対策が必要になっている。積立金の半分を返納させて防衛費に回すなど、医療切り捨てにほかならないと言わざるを得ない。しかも、JCHOの社会保険病院、厚生年金病院は、国民の保険料を活用して設立したものであり、JCHOの積立金に残余があった場合、「年金特別会計に納付しなければならない」と現行法で規定されていることを2月1日の衆議院予算委員会で政府は答弁している。年金財源を防衛費に流用することは国民の理解を得ることはできない。

「ゼロゼロ融資」は、コロナで苦境にある中小企業の資金繰り対策として実施された実質無利子・無担保の貸し付けである。政府は、2022年9月末に申請受付を終了したことを理由に基金の残金を返納させるとしている。中小・零細を中心とした企業の2022年の休廃業・解散は、民間調査会社、東京商工リサーチによると、4万9,625件で、過去2番目の多さとなっている。しかもこれから本格化する「ゼロゼロ融資」の返済は、中小企業の深刻な重荷となっている。2023年度予算案に計上された中小企業対策費はわずか1,704億円で、昨年度から9億円減らされている。基金の残金は中小企業支援に使うのが当然である。

政府は、防衛費確保のために、東日本大震災の復興特別所得税を増税・流用し、防衛費のために、4,343億円の建設国債を発行しようとしている。国民の暮らしも財政のルールも無視した、手段を選ばない財源調達と言わざるを得ない。かつてない軍拡予算は、軍事対軍事の緊張を高め、コロナ禍と物価高にあえぐ国民の生活苦を更に深刻なものにするとともに、将来の世代にも重荷を負わせることとなる。

また、政府は「歳出改革」として、社会保障削減が行われる可能性は明らかである。

岸田首相は、防衛費の財源確保が「今を生きる我々の責任」と強調し、増税の意図を隠していない。

よって、小金井市議会は、政府に対して、5年間で43兆円の大軍拡の中止とそのための増税や社会保障の削減を行なわないことを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年 月 日

小金井市議会議長 鈴木成夫

内閣総理大臣様
外務大臣様
財務大臣様
防衛大臣様

議員案第6号

健康保険証の廃止とマイナンバーカードへの一体化の強制を行わないことと求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和5年3月20日提出

小金井市議会議員

安 田 けいこ

坂 井 えつ子

た ゆ 久 貴

片 山 かおる

健康保険証の廃止とマイナンバーカードへの一体化の強制を行わないことと求める意見書

政府は、現行の健康保険証を2024年秋に廃止し、マイナンバーカードに一体化させることを明らかにした。マイナンバーカードの取得は法律で任意とされている。国民皆保険の下ではほとんどの国民が持つ健康保険証をなくしてマイナンバーカードに統合するのは、事実上の強制である。

生活に欠かせない保険証と引き換えにマイナンバーカードの取得を迫るのは強権的と言わざるを得ず、事実上のマイナンバーカードの取得の義務化に限りなく近いものとなる。

マイナンバーカードの交付率は、1月末時点で約60%となっている。

様々なPRにより取得率は増えてはいるものの、制度そのものに対する不安が払拭されたとは言えない。

政府はこれまで、現行保険証を「原則廃止」する方針だったが、今度は期限を切った一律廃止を打ち出した。マイナンバーカードを持たない人の医療についてはこれから対策を考えるという無責任な姿勢である。認知症など手続きが困難な人たちへの対応も明らかではない。

保険証を一体化させた「マイナ保険証」は昨年10月に運用が始まったが、デジタル庁が昨年8~9月に行ったアンケート調査によると、マイナ保険証を申し込まない主な理由は「メリット・必要性を感じない」29%、「手続きが面倒」19.4%、「情報流出が怖い」14.7%などであった。

医療現場からも保険証廃止に異論が出ている。マイナ保険証の表面に被保険者の情報は書いていない。医療機関は専用の電子システムを導入し、端末機器で被保険者の資格をいちいち確認することを義務付けられる。現行保険証なら目視で確認できるのに費用と手間をかけた対応が必要となってくる。全国保険医団体連合会が、医師・歯科医師を対象に、昨年8月に行ったアンケートでは、保険証の原則廃止とオンラインでの資格確認の義務化に約8割が反対している。

導入した医療機関からはシステムなどのトラブルが報告されており、保険証廃止を強行すれば混乱が起こることは明らかである。

政府は、マイナ保険証から個人情報は流出しないと説明しているが、昨年の国会では、政府系金融機関の顧客情報や行政が持つ個人情報の外部提供が明らかになっている。

よって、小金井市議会は、政府に対し、健康保険証の廃止とマイナンバーカードへの一体化の強制を中止することを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年 月 日

小金井市議会議長 鈴木成夫

内閣総理大臣様
総務大臣様
厚生労働大臣様

議員案第7号

新型コロナウイルス感染症による後遺症がある方々の日常を守る取組の強化を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和5年3月22日提出

小金井市議会議員

五十嵐 京子

宮下 誠

片山 かおる

新型コロナウイルス感染症による後遺症がある方々の日常を守る取組の強化を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の罹患者の中で、疲労感・倦怠感などの罹患後症状、いわゆる後遺症を訴える方が増えている。実際に、倦怠感、呼吸困難感、集中力の低下、記憶力の低下、睡眠障害など、仕事や学業の継続が困難になる方も多いと言われている。

後遺症は、社会生活上非常に影響が大きく、例えば子どもの場合は、自分から症状を訴えることが難しいため、怠けていると捉えられてしまうおそれもある。

感染拡大から3年が経過し、新型コロナウイルス感染症への向き合い方も変わるものの中で、後遺症に悩み生活に大きな影響を受けている方々の治療等の確立は大変に重要な課題である。

よって、小金井市議会は、政府に対し、新型コロナウイルス感染症による後遺症がある方々に寄り添い、一人一人の日常を守るために、以下の事項について積極的な取組を求めるものである。

- 1 新型コロナウイルス感染症による後遺症の発生状況について、非常に近い症状の筋痛性脳脊髄炎/慢性疲労症候群（ME／CFS）との関連も含めた、実態調査を推進すること。
 - 2 一部医療機関で実施されている、Bスポット療法（EAT・上咽頭擦過療法）等の検証を進めるとともに、療法の標準化により、後遺症に対応できる医療機関や相談窓口を拡充すること。
 - 3 自己免疫疾患との関連など、新型コロナウイルス感染症による後遺症の原因究明と新たな治療法の確立に向けた研究予算を確保すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年 月 日

小金井市議会議長 鈴木成夫

内閣総理大臣様

財務大臣様

厚生労働大臣様

新型コロナ対策・健康危機管理担当大臣様

議員案第8号

認知症の人も家族も安心な社会の構築を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和5年3月22日提出

小金井市議会議員

安田 けいこ

村山 ひでき

五十嵐 京子

宮下 誠

片山 かおる

認知症の人も家族も安心な社会の構築を求める意見書

日本における認知症の人の数は、推計値で約600万人を超え、高齢化率の上昇に伴い、今後も増加が見込まれており、将来を見据えての備えの拡充が求められている。

今日、認知症の方への介護や医療の分野においては、認知症に対する知識や経験の蓄積や、認知症を進行させる要因の解明など大きな進展が見られる。

また、地域や家庭においては、家族を始め周囲の人々の正しい知識と理解の下、認知症の人の尊厳と日常を守る、認知症との共生型社会への転換が求められている。

よって、小金井市議会は、国会及び政府に対し、認知症の人も家族も安心して暮らせる地域の構築のために、また、認知症の人や家族の困難を最小限に抑えるために、以下の事項について特段の取組を求めるものである。

- 1 認知症の人に、初期の段階から家族や周囲の人々が適切に対応するための、認知症サポーター等の育成促進や、身近な薬局や介護施設等への相談窓口の開設を支援すること。
- 2 認知症の重症化抑制や認知機能維持のための、当事者や家族との連携を重視しながらの、薬や対処法等の研究開発体制を強化すること。
- 3 認知症グループホームへの低所得者や圏域外の人々も含めた入所の仕組みづくりなど、認知症の人と家族に寄り添う制度を整備すること。
- 4 認知症のリスク低減につながる生活習慣や栄養補給など、国民の日常をサポートする知識や情報を提供する体制を整備すること。
- 5 認知症に対する施策を、国と地域が一体となって、総合的かつ総体的に推進するための「(仮称) 認知症基本法」を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年 月 日

小金井市議会議長 鈴木成夫

衆議院議長様

参議院議長様

内閣総理大臣様

厚生労働大臣様

議員案第9号

有機フッ素化合物（P F A S）による地下水汚染から国民の健康を守る
取組を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和5年3月22日提出

小金井市議会議員

水 谷 たかこ
安 田 けいこ
坂 井 えつ子
片 山 かおる
森 戸 よう子

有機フッ素化合物（P F A S）による地下水汚染から国民の健康を守る 取組を求める意見書

多摩地域で水道水に使われる井戸水から、発がん性や胎児への影響などの健康被害が指摘されている有機フッ素化合物（P F A S）が広範囲で検出されたことが明らかになっている。

本年1月3日の東京新聞で、7市の11浄水施設で井戸34本がP F A S汚染により取水を停止していることが報じられた。東京都水道局は、水道水においては暫定目標値（P F O S + P F O A : 50 ng/l）を下回っているため問題はないとしているが、米環境保護局の飲料水の生涯健康勧告値（P F O S : 0.02 ng/l、P F O A : 0.004 ng/l）の3,000倍と高く、生涯の健康被害を想定しておらず安心できる状況ではない。

欧州環境機関はP F A Sの健康被害について、甲状腺疾患、血中コレステロール値の上昇、肝疾患、腎臓がん、前立腺がん、胎児の免疫力の低下、低出生体重について影響を認めている。米大学研究チームは妊婦への調査結果から、血中のP F A S濃度が高い人は新型コロナウイルス感染後の抗体価が低い傾向にあり、P F A Sが免疫獲得に影響があると指摘している。

P F A Sは半導体製造や泡消火剤などに幅広く用いられてきたが、米国では製造元の化学メーカーと軍事基地周辺の汚染が明らかになり、ストックホルム条約でP F O SとP F O Aの製造と使用が禁止されたが、米軍は保有・使用をやめず、世界中の米軍基地で泡消火剤を火災消化訓練に使用し続けた。沖縄県宜野湾市の普天間基地周辺では湧水・地下水が高濃度に汚染され、多摩地域の米軍横田基地では2010年から2017年にかけて泡消火剤の大量漏出が明らかになっている。本年1月には、市民団体による多摩地域住民の血液検査で米国の指標値を超えた住民は85%に上ったと報じられ、市民に不安が広がっている。

環境中で分解せず体内に蓄積するP F A Sの特性から、長期間にわたる体内摂取が健康に与える影響を軽く考えることは出来ない。国及び東京都は、市民の生命と健康を守るために措置を速やかに行うべきである。

よって、小金井市議会は、国会、政府及び東京都に対し、以下の事項について求めるものである。

- 1 生涯にわたり健康影響がないよう、飲用水のP F A S暫定目標値の見直しを行うこと。
 - 2 P F A Sの汚染源を明らかにし、汚染拡散防止と地下水源の浄化を行うこと。
 - 3 汚染地域住民のP F A S血中濃度の疫学的調査を行い、調査結果を公表すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年 月 日

小金井市議会議長 鈴木成夫

衆議院議長様
参議院議長様
内閣総理大臣様
厚生労働大臣様
環境大臣様
東京都知事様

議員案第10号

普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和5年3月22日提出

小金井市議会議員

安田けいこ

片山かおる

森戸よう子

普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書

沖縄県には日本の米軍基地の7割が集中し、県民は米軍機による落下物事故及び低空飛行や騒音などの被害に日々苦しめられている。宜野湾市の真ん中に位置する普天間基地周辺は特に影響が大きく、住民は日常的に危険に晒されている。とりわけ、幼稚園や学校など安全なはずの場所でも、子どもたちが安心して遊び、学ぶことができる環境が確保されていないことは、日本全体で考えなければならない重大な問題である。

宜野湾市においては、2017年12月の緑ヶ丘保育園での米軍機の部品落下事故に続き、同年12月には米軍機の窓枠が普天間第二小学校校庭に落下し、はねた小石が体育の授業中だった児童に当たり軽症を負うという事故が発生した。以降、普天間第二小学校の校庭には避難小屋が設けられ、米軍機が接近するたびに避難を強いられる異常事態が続いている。また外来の固定翼機の発着が年々増加しており、コロナ禍において窓を開けての換気が必要な状況で、子どもたちは米軍機の凄まじい騒音にも晒されている。

2017年米軍機部品落下事故の後、保護者たちは12万筆の署名を集め、政府に対し事故の原因究明までの飛行禁止などを要請したが、子どもたちをめぐる状況は改善されていない。空からの脅威に加え、2022年には普天間第二小学校校庭の土壤が有機フッ素化合物（P F A S）に高濃度で汚染されていることが市民グループによる調査で判明した。基地周辺では以前からP F A Sによる水の汚染が問題となっているが、土壤の基準値はなく影響は未知数である。保護者たちはこれまで求めてきた空の安全が守られないだけでなく、子どもたちを取り巻く水や土の安全も脅かされている現状を許容することはできないと訴えている。

日米両政府は、普天間基地周辺で学校や病院などの上空飛行を避ける場周経路の合意事項を遵守し、空の安全を守り、水や土の汚染についても子どもたちの育ちに影響を与えないよう、早急に対応すべきである。普天間基地周辺の子どもたちが置かれている状況は、日本国憲法前文で定める平和的生存権に反しており、この状態を放置することは許されない。

よって、小金井市議会は、国会及び政府に対し、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全を守るために、以下の事項を求めるものである。

- 1 米政府に対し、普天間小学校、普天間第二小学校、緑ヶ丘保育園上空の飛行禁止の徹底を要請すること。
- 2 普天間第二小学校における土壤のP F A S汚染を調査し、実態を明らかにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年 月 日

小金井市議会議長 鈴木 成夫

衆議院議長様
参議院議長様
内閣総理大臣様
外務大臣様
防衛大臣様
環境大臣様

議員案第11号

来年度の高校入試に中学校英語スピーキングテスト（E S A T – J）を
活用しないことを求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和5年3月22日提出

小金井市議会議員

片山かおる

森戸よう子

来年度の高校入試に中学校英語スピーキングテスト（E S A T - J）を
活用しないことを求める意見書

中学校英語スピーキングテスト（E S A T - J）の結果を活用した都立高校入試（第一次募集・分割前期募集）が、2月21日に実施された。

先般、都民が実施したアンケート調査の結果が発表されたが、不受験者の扱いや点数の換算方法などの不公平・不公正さが明らかになった。また受験生の多数が試験当日のことについて、「他の生徒の解答音声が聞こえてきた」、「他の生徒の真似をして解答できた」と証言している。

東京都教育委員会が、「音は聞こえても解答に影響していない」と決め付ける姿勢に、都民は不信を募らせている。

1月12日から結果の返却が行われたが、設問ごとの点数が示されないため、総合得点も「なぜその点数なのか分からぬ」と受験生・保護者から声が上がり、アチーブメントテストとしても入試としても成り立っていない状況である。

さらに、願書提出の最終日である2月7日には採点ミスがあったことが公表された。採点方法がブラックボックスであるだけに、都民の怒りを呼んでいる。

11月27日実施分と12月18日（予備日）実施分の平均点が大きく異なっていたが、東京都教育委員会からは合理的な説明もない。

公平・公正さが確保できないテストを都立高校入試の合否の判定に使うことができないのは当然である。

受験生は緊張して受験している。東京都教育委員会は、安心して受験できるようにすることに最大限配慮すべきである。また今回の結果について、都民の声を聞いて検証し、都民と受験生に説明する責任がある。

よって、小金井市議会は、東京都教育委員会に対し、以下の事項を求めるものである。

- 1 来年度の高校入試における中学校英語スピーキングテスト（E S A T - J）の活用を中止すること。
- 2 都民や受験者から出されている英語スピーキングテストの採点過程、評価の理由などの疑問に真摯に答えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年 月 日

小金井市議会議長 鈴木成夫

東京都教育委員会教育長 様

議員案第12号

小金井市議会の個人情報の保護に関する条例

地方自治法第112条及び小金井市議会議規則第14条の規定により提出する。

令和5年3月22日提出

小金井市議会議員

岸田正義

水谷たかこ

安田けいこ

坂井えつ子

斎藤康夫

五十嵐京子

宮下誠

片山かおる

(提案理由)

「個人情報の保護に関する法律」が改正され地方議会は当該法律の適用除外となることから、議会として独自の個人情報保護制度を設けるため、本案を提出するものであります。

小金井市議会の個人情報の保護に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 個人情報等の取扱い（第4条—第16条）
- 第3章 個人情報ファイル（第17条）
- 第4章 開示、訂正及び利用停止
 - 第1節 開示（第18条—第30条）
 - 第2節 訂正（第31条—第37条）
 - 第3節 利用停止（第38条—第43条）
 - 第4節 審査請求（第44条—第46条）
- 第5章 雜則（第47条—第52条）
- 第6章 罰則（第53条—第57条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、小金井市議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画もしくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、もしくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
- (2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、

番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。

- (1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの
 - (2) 個人に提供される役務の利用もしくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、もしくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者もしくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、もしくは記録されることにより、特定の利用者もしくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの
- 3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、小金井市情報公開条例（平成14年条例第31号。以下「情報公開条例」という。）第2条第2号に規定する市政情報（以下「市政情報」という。）に記録されているものに限る。
- 5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
- (1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるよう体系的に構成したもの
- 6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。
- (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削

除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものという。

(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、市政情報に記録されているものに限る。

12 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）別表第1に掲げる法人をいう。

13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

（議会の責務）

第3条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第2章 個人情報等の取扱い

(個人情報の保有の制限等)

第4条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第12条第2項第2号及び第3号並びに第4章において同じ。）の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

- 2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。
- 3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

第5条 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- (3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(不適正な利用の禁止)

第6条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第8条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第9条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

（従事者の義務）

第10条 個人情報の取扱いに従事する職員もしくは職員であった者、前条第2項の業務に従事している者もしくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第53条において同じ。）もしくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（漏えい等の通知）

第11条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。

(2) 当該保有個人情報に第20条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

（利用及び提供の制限）

第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不适当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

- (3) 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会もしくは固定資産評価審査委員会、市が設立した地方独立行政法人、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。
- 3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。
- 4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を特定の職員に限るものとする。
- 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第12条第2項第1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき

第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、もしくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第38条第1項第2号	第12条第1項及び第2項	番号利用法第19条

（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第13条 議長は、利用目的のために又は前条第2項第3号もしくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的もしくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第14条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的もしくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(仮名加工情報の取扱いに係る義務)

- 第15条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第49条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。
- 2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便もしくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者もしくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置もしくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって議長が定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。
- 5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(匿名加工情報の取扱いに係る義務)

- 第16条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等もしくは個人識別符号もしくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 前2項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第3章 個人情報ファイル

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- (3) 個人情報ファイルの利用目的
- (4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（次項第2号において「記録範囲」という。）
- (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法
- (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- (8) 次条第1項、第31条第1項又は第38条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
- (9) 第31条第1項ただし書又は第38条第1項ただし書に該当するときは、その旨

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

- (1) 次に掲げる個人情報ファイル
 - ア 議会の議員もしくは議員であった者又は職員もしくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの
 - イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
 - ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
 - エ 資料その他の物品もしくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
 - オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用す

るもの

カ アからオまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

- (2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
- (3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部もしくは同項第5号もしくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部もしくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第4章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者もしくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第48条において「開示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の手続)

第19条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「開示請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
 - (2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている市政情報の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
- 2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示

し、又は提出しなければならない。

- 3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（保有個人情報の開示義務）

第20条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（情報公開条例第7条に規定する情報を除く。）又は情報公開条例第5条に規定する情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者（第18条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第27条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）もしくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 議会の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与えもしくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 議長が第24条各項の決定（以下「開示決定等」という。）をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課もしくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法もしくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそ

れ

力 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
(部分開示)

第21条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（裁量的開示）

第22条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

（保有個人情報の存否に関する情報）

第23条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する措置）

第24条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に關し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第25条 開示決定等は、開示請求があつた日から7日以内（小金井市の休日を定める条例（平成元年条例第7号）に定める休日（以下「市の休日」という。）を除く。）にしなければならない。ただし、第19条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内（市の休日を除く。次条において同じ。）に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第26条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があつた日から30日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

2 前条の規定による開示決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長とともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第27条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第45条第2項第3号及び第46条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下の章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただ

し、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- (1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であつて、当該第三者に関する情報が第20条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
- (2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第22条の規定により開示しようとするとき。

3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第45条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第28条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあっては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

- 2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。
- 3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。
- 4 前項の規定による申出は、第24条第1項に規定する通知があった日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

（他の法令による開示の実施との調整）

第29条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法によ

る開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(開示請求の手数料)

第30条 議長に対し開示請求をする者が、納付しなければならない手数料の額は、無料とする。ただし、開示請求に係る保有個人情報が記録されている市政情報の写しの交付により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

- 2 第28条第1項の規定による写しの交付により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

第2節 訂正

(訂正請求権)

第31条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第38条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この章において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であって、第29条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの

- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第48条において「訂正請求」という。）をすることができる。

- 3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(訂正請求の手続)

第32条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「訂正請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

- 2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の訂正義務）

第33条 議長は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する措置）

第34条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限）

第35条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があつた日から20日以内にしなければならない。ただし、第32条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限の特例）

第36条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 訂正決定等をする期限

- 2 前条の規定による訂正決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。
(保有個人情報の提供先への通知)

第37条 議長は、第34条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

(利用停止請求権)

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

- (1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去
- (2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止
- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。）をすることができる。
- 3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(利用停止請求の手続)

第39条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

- (1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 利用停止請求の趣旨及び理由
- 2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停

止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

- 3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下この章において「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の利用停止義務)

第40条 議長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

第41条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第42条 前条各項の決定(以下「利用停止決定等」という。)は、利用停止請求があつた日から20日以内にしなければならない。ただし、第39条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第43条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
 - (2) 利用停止決定等をする期限
- 2 前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

第4節 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第44条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求もしくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求もしくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があつたときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、小金井市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成10年条例第2号）第1条に規定する小金井市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
 - (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
 - (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
 - (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合
- 2 前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。）
 - (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
 - (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)

第46条 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第5章 雜則

(適用除外)

第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する市政情報に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等をすることができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(個人情報等の取扱いに関する苦情処理)

第49条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(審議会への諮問)

第50条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、小金井市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成10年条例第3号）第1条に規定する小金井市情報公開・個人情報保護審議会に諮問することができる。

(施行の状況の公表)

第51条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(委任)

第52条 この条例の実施に関し必要な事項は、議長が別に定める。

第6章 罰則

第53条 職員もしくは職員であった者、第9条第2項もしくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者もしくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報もしくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者もしくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものと含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第56条 前3条の規定は、市の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第57条 偽りその他不正の手段により、第24条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(小金井市個人情報保護条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正)

2 小金井市個人情報保護条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（令和5年条例第 号）の一部を次のように改正する。

第3条のうち小金井市情報公開・個人情報保護審査会条例第1条を改め、同条に各号を加える改正規定中各号を次のように改める。

(1) 小金井市情報公開条例（平成14年条例第31号）第17条第2項の規定による諮問

(2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項により準用する同条第1項の規定による諮問

(3) 小金井市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第 号）第4
5条第1項の規定による諮問

議員案第13号

民設民営学童保育所事業は公募開始前に議会へ説明することを求める決議

上記の決議を次のとおり提出する。

令和5年3月28日提出

小金井市議会議員

水 谷 たかこ
安 田 けいこ
坂 井 えつ子
片 山 かおる
森 戸 よう子

民設民営学童保育所事業は公募開始前に議会へ説明することを求める決議

小金井市は、2023年度一般会計予算に「民設民営学童保育所事業」に要する経費を計上し、予算特別委員会の質疑を経て厚生文教委員会に行政報告を行った。市の説明によれば、今年6月には事業者募集を実施し、9月には決定、2024年度から運営を開始するという短期的なスケジュールが示されている。

いうまでもなく、行政内部で整理された上で説明されるべきだが、質疑において不透明な点も多く、白井市長は「行政でどこかに抜け漏れ、不十分な点があるということも認めざるをえない点はあります。」と答弁した。

小金井市の学童保育所は「小金井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「小金井市放課後児童健全育成事業学童保育所運営基準」を遵守することで、学童保育事業に対する利用者のニーズを受け止め、市民サービスの維持・向上に努めてきた。他方、全入制度を維持する小金井市の学童保育所は、大規模化が喫緊の課題となっていることからも、のびゆくこどもプランにおいて、「緊急対応の必要なところから優先的に民設民営を推進する」と記載されている。

しかしながら、今回示された案には「大規模化している学童保育所周辺又は2つの小学校の中間に位置する場所に開設することが可能な箇所」と地域を限定しないことになっており、駅前を想定した答弁もあった。

また、民設民営学童に対しては、「『小金井市放課後児童健全育成事業学童保育所運営基準』を参考にしていただきたい。」と、運営基準について議会で出た意見や学童保育所運営協議会の意見を踏まえて市が方針を決定するとしており、学童保育所の入所要件の緩和や開設場所、保護者や子どもの学童保育に対するニーズ調査が未実施であることなど不透明な部分が多く、政策形成の熟度が低い状況である。

予算審議の前に小金井市の方針が確立されているという認識には至らず、議会に対する説明責任が果たされているとは言えない。

よって、小金井市議会は、白井市長に対し、民設民営の学童保育所の設置に当たっては、学童保育所運営協議会での議論等を踏まえ方針を策定し、議会に説明した上で進めることを求めるものである。

以上、決議する。

令和5年 月 日

小金井市議会

議員案第14号

小金井市消防団第一分団における出動手当不正請求について全容解明を
求める決議

上記の決議を次のとおり提出する。

令和5年3月28日提出

小金井市議会議員

岸田正義
安田けいこ
古畑俊男
五十嵐京子
宮下誠
渡辺大三
高木章成
片山かおる
森戸よう子

小金井市消防団第一分団における出動手当不正請求について全容解明を 求める決議

小金井市消防団は、生業や学業を持ちながら、市民の生命、安全、財産を守るため、日夜活動されており、私たちは衷心より感謝の意を表するものである。

しかし、小金井市消防団第一分団の一部団員による出動手当不正請求事件の発生と、それを見過ごしていた現職市議会議員（清水がく議員）の存在は、多くの市民に不信を与えている。

3月22日に開催された総務企画委員会における市の調査報告によれば、2名の分団員が総額57,000円の不正請求に関わり、5名の分団員が見過ごしていたことが判明した。

その後第一分団からは団員の自主調査により、報告以外に、新たに3件の不正請求が疑われるものがあることが明らかにされた。

さらに予算特別委員会の質疑では、この不正は5年前から行われていたことが明らかになった。市の調査以後新しい事実が判明しており、徹底した解明が求められている。

今回の出動手当不正請求は、金額の多寡の問題ではなく、有印公文書偽造及び同行使、詐欺などの可能性がある行為であり、歴史と伝統のある小金井市消防団への信頼を失墜させ、誠実に職務に精励する他の団員に多大な迷惑を与えており、市議会として看過できない。

よって、小金井市議会は、小金井市に対し、事件の全容解明を行うよう求めるものである。

以上、決議する。

令和5年 月 日

小金井市議会